呉港港湾計画書

－　軽易な変更　－

令和８年１０月

呉港港湾管理者

呉　　市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

・平成１２年　７月　呉市地方港湾審議会

・平成１２年１１月　港湾審議会第１７４回計画部会

の議を経、その後の変更については

・平成１５年　２月　呉市地方港湾審議会

・平成２０年　２月　呉市地方港湾審議会

・平成２１年　６月　呉市地方港湾審議会

・平成２３年　６月　呉市地方港湾審議会

・平成２６年　２月　呉市地方港湾審議会

・平成２８年１０月　呉市地方港湾審議会

・平成３０年１１月　呉市地方港湾審議会

・令和　２年　９月　呉市地方港湾審議会

・令和　５年１０月　呉市地方港湾審議会

・令和　５年１０月　交通政策審議会第９０回港湾分科会

・令和　７年１０月　呉市地方港湾審議会

の議を経た呉港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目　　次

変更理由　・・・

変更理由

企業の要請に対応するため、昭和地区において、専用埠頭計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

１　専用埠頭計画

昭和地区

企業の要請に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

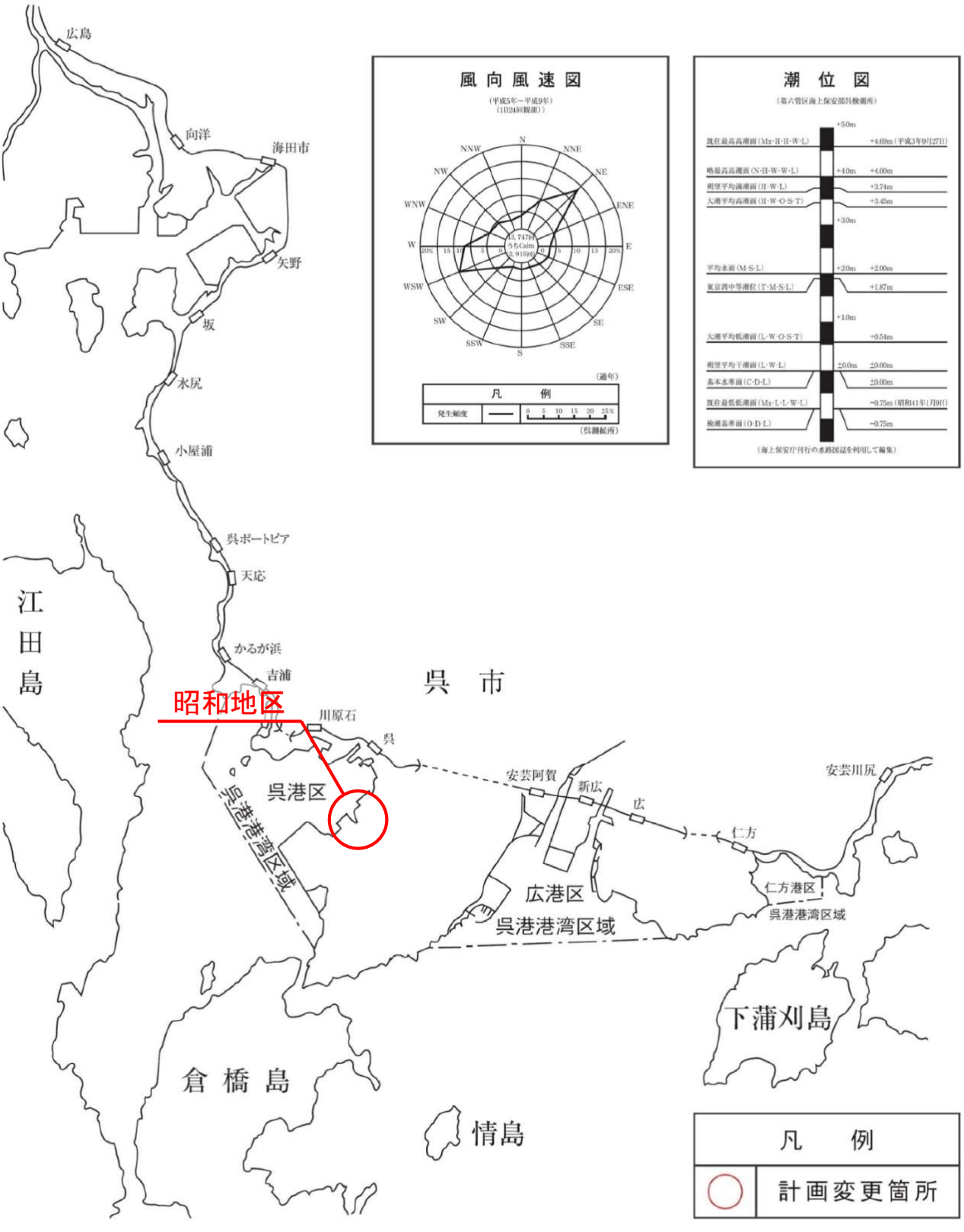
水深７～１２ｍ　岸壁２バース　延長１７６ｍ［既設の変更計画］

（既設

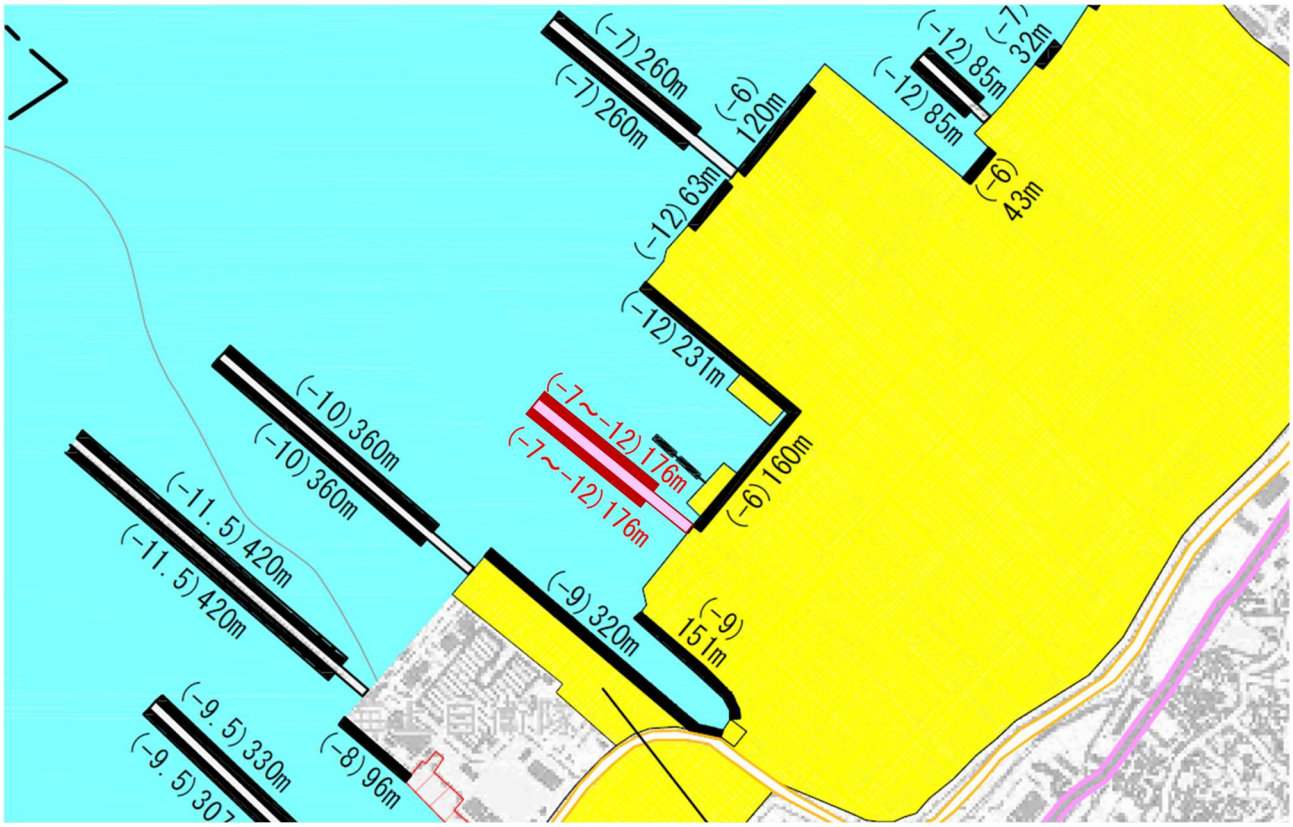
水深１１．５～１２ｍ　岸壁２バース　延長２６７ｍ）

呉港港湾計画位置図

S=1/150,000



呉港港湾計画図（昭和地区）





凡　　例					
	専用岸壁　（既設）（今回計画）		小型桟橋　（既設）		その他用地　（既設）（既定計画）